

このはなの、**安バ・安全**な暮らし

● このはなの安心 空き家対策 ●

空き家への対処は 「スピード」が**大切**です！

地域に迷惑
資産価値が低下

空き家を
放置する
リスク

売買等が
困難



景観の悪化

倒壊



外壁落下



行政からの指導を受けて改善されない場合、**固定資産税の住宅用地の特例**から**除外**となります。
その後、命令を受けると、50万円以下の過料等に処されることがあります。

空き家に関するお悩みはお気軽にご相談ください



空き家相談ホットライン
(一般社団法人大阪府不動産コンサルティング協会)

☎7713-1375 (平日10:00~16:00)



 よくあるご質問

Q.相談料はかかるのでしょうか。 A.基本無料です。※専門家への調査や手続の依頼は、基本的に有償です。

Q.どのような
相談ができるのでしょうか。

A.例えば
・空き家が老朽化して事故にならないか心配している。
・空家の名義が亡くなった祖父のままになっている。
・相続登記の義務化にどう対応すればよいかわからない。

10ページに掲載の区役所の各種相談もご利用ください。